別記様式一（第八条関係）

表面

第　　号

身分証明書

写　真

官職又は職名

氏　　名

生 年 月 日

上記の者は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第24条第１項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日

（　　年　　月　　日まで有効）

厚生労働大臣　　印

裏面

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律抜粋

第二十四条　厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者に対し、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者の事務所その他の施設に立ち入り、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三　（略）

（備考）規格は、縦5.4㎝×横8.5㎝とする。

別記様式二（第十六条関係）

表面

第　　号

身分証明書

写　真

官職又は職名

氏　　名

生 年 月 日

上記の者は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第38条第１項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日

（　　年　　月　　日まで有効）

厚生労働大臣　　印

裏面

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律抜粋

第三十八条　厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、臍帯血供給事業者に対し、臍帯血供給業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、臍帯血供給事業者の事務所その他の施設に立ち入り、臍帯血供給業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは第二十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三　（略）

（備考）規格は、縦5.4㎝×横8.5㎝とする。